

和牛輸出促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第二市場における和牛の輸出促進を目的として実施する業務を支援するために交付する和牛輸出促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、京都市中央卸売市場業務条例第5条の2の規定により京都市中央卸売市場第二市場における卸売の業務の許可を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対し、和牛の輸出促進に向けた業務に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 人件費
- (2) 瑕疵に対する補償費
- (3) 設備投資費
- (4) 検査委託費
- (5) 輸出認定取得に係る認定手数料等の経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める和牛の輸出促進に向けた業務に要する経費の2分の1とし、毎年度予算の範囲内の額とする。ただし、他の補助金及び共済金からの収入を財源としている場合は、その金額を経費から除くものとする。

(交付の申請)

第4条 補助対象者は、条例第9条の規定による申請について、和牛輸出促進補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業の開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(事前着手)

第5条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に和牛輸出促進補助金事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第1

0 条各項の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、和牛輸出促進補助金交付決定書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 前条の通知を受けた補助対象者は、条例第11条第1項第1号の規定による補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに和牛輸出促進補助金変更承認申請書(第3号様式)により市長に変更の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容及び補助額に変更がないものについては、条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更とする。

3 補助対象者は、条例第11条第1項第2号の規定による補助事業を中止又は廃止しようとするときは、和牛輸出促進補助金中止・廃止承認申請書(第4号様式)により、速やかにその旨を市長に申請しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を認める場合は、その旨を申請者に通知する。

(実績の報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、和牛輸出促進補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 第2条各号の経費の内訳が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 市長は、補助金の実績の報告が提出された日から14日以内に条例第19条の規定による補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付額の決定の通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた日から14日以内に補助金の請求を行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

- (1) 第3条の規定による予算額を超過したとき。

- (2) 補助対象者が第7条第1項の規定による申請を怠ったとき。
 - (3) 補助対象者から第7条第3項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があったとき。
 - (4) 補助対象者が完了期日を過ぎても第8条の規定による実績報告書を提出しなかったとき。
 - (5) 補助対象者が補助事業を実施しなかったとき。
 - (6) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助対象者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 設備投資費により取得し、又は効用の増加した設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けることなくこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(補足)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 本要綱の施行に伴い、京都市と畜場補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

和牛輸出促進補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により, 補助金の交付を申請します。	
事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
添付書類	

第2号様式（第5条関係）

和牛輸出促進補助金事前着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の主たる事務所の所在地	届出者の名称及び代表者名
	電話 ー

和牛輸出促進補助金交付要綱第5条の規定により,事前着手することを認めていただきたく届け出ます。	
事業の名称	
事業の概要	
事業に要する費用の額	
事業実施予定年月日	
事前着手理由	

別記条件

当該事業については, 補助金交付決定を受けるまでの間において, 計画変更を行わないこと。

第3号様式（第7条関係）

和牛輸出促進補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 ー

和牛輸出促進補助金交付要綱第7条の規定により, 補助金に係る変更承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	

第4号様式（第7条関係）

和牛輸出促進補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 ー

和牛輸出促進補助金交付要綱第7条の規定により，補助事業等の に係る承認を申請します。		<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
事業の名称		
交付決定日及び決定 番号	年 月 日 第	号
中止又は廃止の理由		
中止又は廃止の 予定期日	年 月 日	
添付書類		

注 該当する□に，レ印を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

和牛輸出促進補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、補助事業等の実績を報告します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
事業の完了日	年 月 日
事業に要した経費	円
補助金の額	円
添付書類	